

放送番組のインターネット同時配信等 に係る権利処理の円滑化について

令和3年3月
文化庁著作権課

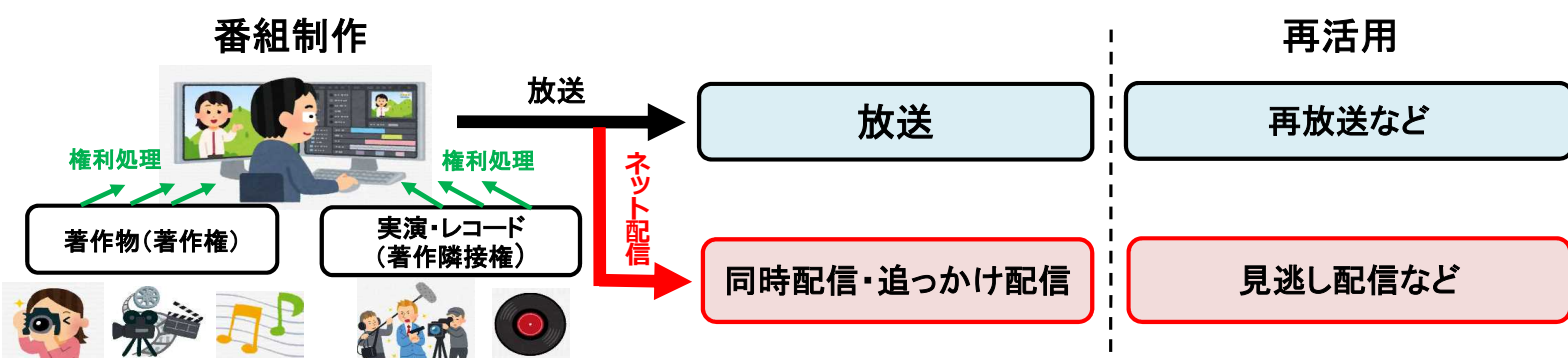
-
- (1) 著作権法の一部を改正する法律案について
(放送番組のインターネット同時配信等
に係る権利処理の円滑化関係)

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化 (基本的な考え方・改正の全体像・対象サービスの範囲)

【基本的な考え方】

- 放送番組のインターネット同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要。
- 放送番組には、多様かつ大量の著作物等が利用されており、インターネット同時配信等を推進するに当たっては、これまで以上に迅速・円滑な権利処理を可能とする必要。

- 放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題に総合的に対応し、著作権制度に起因する「フタかぶせ」（権利処理未了のために生じる映像の差替えなど）を解消する。
- 視聴者から見た利便性を第一としつつ、「一元的な権利処理の推進」と「権利保護・権利者への適切な対価の還元」のバランスを図り、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるような措置を講ずる。



著作権等の処理ができないことによる「フタかぶせ」などの例

◆視聴者提供の映像等

事件・事故等の現場の映像について、視聴者から提供されたものを使う場合、配信に係る許諾が明確に得られているかどうか確認が難しいときに、フタかぶせをすることとなる。【民放キー局・報道番組の例】

◆一般の方へのインタビュー

街頭でのインタビューなどでは、短時間の交渉で、口頭でのみ許諾を得ることが多い。配信に係る許諾が明確に得られているかどうか確認が難しい場合に、フタかぶせをすることとなる。【民放キー局・報道番組の例】

◆レコードに係る権利処理

番組で使用したいレコードが集中管理されておらず、権利者の連絡先も分からないので、フタかぶせ又は差替えをすることとなる。【民放キー局・バラエティの例】

◆映像実演に係る権利処理（再放送の同時配信等）

俳優の演技（映像）について、出演契約の際に放送の許諾を得ているので再放送は自由に行うことができるが、再放送の同時配信等は別途の許諾が必要なところ、不明な権利者がいる場合がある。【NHK・ドラマの例】

【制度改正の全体像】

課題 1

放送では許諾が不要となっている場合も配信では許諾を得る必要がある



①権利制限規定の拡充

課題 2

放送の許諾を得る際に、あわせて配信の許諾を得るのが負担



②許諾推定規定の創設

課題 3

権利の集中管理等がされておらず、個別に配信の許諾を得るのが負担



③レコード・レコード
実演の利用円滑化
④映像実演の利用円滑化

課題 4

利用条件等の契約交渉が折り合わず、許諾を得られない



⑤協議不調の場合の
裁定制度の拡充

【対象サービス（「同時配信等」）の範囲】

「同時配信」のほか、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（※）を対象とする。

（※）見逃し配信の期間は、1週間を基本としつつ、月1回放送の番組は1か月とするなど柔軟に対応

＜サービスの実施形態（要件）：放送と同視できるサービスであることを担保＞

- ・放送番組の内容を変更しないこと（フタかぶせなどによるやむを得ない変更は可）
- ・放送事業者やそれと密接な関連を有する者（例：TVer）が主体となって行うこと
- ・ストリーミング形式で行うこと（複製防止措置を講ずること）

（※）権利者の利益を不当に害するサービスなどは、文化庁が総務省と協議して除外できるようにする。

条文解説（第2条第1項第9号の7）

制度改正の対象となるサービスを「放送同時配信等」と名付け、配信の期間（原則、放送等から1週間以内）、番組内容の不変更、ダウンロード防止などを規定。

九の七 **放送同時配信等** **放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信**（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。）のうち、次のイから八までに掲げる要件を備えるもの（著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして**文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの**及び特定入力型自動公衆送信を除く。）をいう。

イ **放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内**（当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつて**その間隔が一週間を超えるもの**である場合には、**一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内**）に行われるもの（当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。）であること。

ロ **放送番組又は有線放送番組の内容を変更しない**で行われるもの（著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他の**やむを得ない事情により変更されたものを除く。**）であること。

ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組の**デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置**として**文部科学省令で定めるものが講じられている**ものであること。

① 権利制限規定の拡充（第34条第1項等関係）

【現行制度・課題】

- ・ 学校教育番組の放送や国会等での演説の利用など、一定の場合には、権利制限規定に基づき、権利者の許諾なく著作物等を「放送」することが可能。
⇒ 「同時配信等」を行う場合には、これらの権利制限規定が適用されず、権利者に事前に許諾を得る必要（「同時配信等」が円滑に実施できないおそれ）

【改正内容】

- ・ 「放送」では権利者の許諾なく著作物等を利用できることを定める権利制限規定について、全て「同時配信等」にも適用できるよう拡充する。

<拡充する権利制限規定の一覧>

- ① 学校教育番組の放送等（第34条第1項）
 - ② 非営利・無料又は通常家庭用受信機を用いて行う公の伝達等（第38条第3項）
 - ③ 時事問題に関する論説の転載等（第39条第1項）
 - ④ 国会等での演説等の利用（第40条第2項）
 - ⑤ 放送事業者等による一時的固定（第44条）
 - ⑥ 放送のための実演の固定（第93条）
- （※）②は、多種多様な形態での公の伝達（放送・配信される著作物等をディスプレイなどで視聴させること）を認める規定であり、特に権利者に与える影響が大きいと考えられることから、「同時配信」及び「追っかけ配信」を対象としている（「見逃し配信」は対象外）

条文解説（第34条第1項等）

「放送」などを対象とした権利制限規定に、「放送同時配信等」を追加。

（学校教育番組の放送等）

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信（特定入力型自動公衆送信のうち、専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）において受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。）を行い、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 （略）

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 （略）

2 （略）

3 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。）が行われる著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。4

「見逃し配信」は除く

② 許諾推定規定の創設 (第63条第5項関係)

【現行制度・課題】

・ 放送番組の中で著作物等（例：音楽・写真・書籍）を利用する場合、権利者から許諾を得る必要があり、「放送」に加え「同時配信等」も行おうとする場合には、明確に「同時配信等」の許諾も得る必要。

⇒ 放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されているところ、放送及び同時配信等までの限られた時間内で、全ての権利者に対して、詳細な利用条件等を説明し、明確に同時配信等の許諾まで得るのは困難

⇒ その結果、仮に権利者が内心では同時配信等を行って構わないと思っている場合でも、明確な許諾がないことを理由に「フタかぶせ」などが行われるおそれ

【改正内容】

・ 権利者が、同時配信等を業として実施している放送事業者（※1）と、放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、「放送」に加え「同時配信等」での利用も許諾したものと推定する規定を創設。

⇒ 「放送」と「同時配信等」の権利処理がワンストップ化される

（※1）その旨を公表していることが必要。放送事業者から委託を受けて放送番組を制作する者を含む。

（※2）推定規定については、権利者側が反対の事実（同時配信等を許諾していなかったこと）を証明することで推定を覆すことが可能。例えば、その権利者が過去の契約において、継続的に同時配信等を拒否していたことなどが推定を覆す事情となり得る。

（※3）権利者の懸念（不意打ちや不利な契約の助長）を払拭しつつ、放送事業者による安定的な利用が可能となるよう、総務省・文化庁の関与の下、関係者間で具体的な適用条件等に係るガイドラインを策定。

許諾推定規定の創設による効果（イメージ）

現行

放送事業者



①あなたの写真を〇〇【番組名】で使っても良いですか？

②良いですよ！
(同時配信等まで許諾したか不明)

権利者



③同時配信等の明確な許諾がないため、**同時配信等では写真が使えない** (= **フタかぶせ有**)

改正後

放送事業者



①あなたの写真を〇〇【番組名】で使っても良いですか？

②良いですよ！
(別段の意思表示なし)

権利者



③同時配信等も許諾したと推定され、**同時配信等でも写真が使える** (= **フタかぶせ無**)

(※) 権利者側が同時配信等を許諾していなかったことを証明しない限りは、適法に同時配信等が行える

条文解説 (第63条第5項)

権利者が、**放送同時配信等を業として行っている放送事業者等**に対し、**放送番組での著作物利用を許諾した場合には、別段の意思表示をしていない限り、その許諾には、放送同時配信等の許諾も含むものと推定する。**

青字：許諾推定規定の中核、**赤字**：権利者による別段の意思表示（推定不可）

緑字：放送事業者等が推定を受けるための要件（「特定放送事業者等」の定義）

（著作物の利用の許諾）

第六十三条（略）

2～4（略）

5 **著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾**（第一項の許諾をいう。以下この項において同じ。）**を行うことができる者が、特定放送事業者等**（放送事業者又は有線放送事業者のうち、**放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、かつ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、**放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として**文化庁長官が定める情報を公表しているもの**をいう。以下この項において同じ。）**に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等**（当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送番組又は有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。）**の許諾を含むものと推定する。**

「放送・有線放送」と「放送同時配信等」の両方の許諾権原を有する権利者

6（略）

③ レコード・レコード実演の利用円滑化 (第94条の3、第96条の3関係)

【現行制度・課題】

- レコード（音源）・レコード実演（音源に収録された歌唱・演奏）（※1）について、**「放送」で利用する場合、事前の許諾は不要。「同時配信等」で利用する場合、事前の許諾が必要。**
- 「同時配信等」での利用について、著作権等管理事業者による集中管理等が行われている場合には円滑に許諾を得ることができる**（許諾権が実質的に報酬請求権化している）が、そうでない場合には**円滑に許諾を得ることが困難。**

⇒ **放送で使ったレコードが同時配信等では使えないおそれ**

【改正内容】

- 同時配信等に関して、**集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られないと認められるレコード・レコード実演**（※2）について、**通常の使用料額に相当する補償金**（※3）を支払うことで、**事前の許諾なく利用することができるようにする**（法律上、報酬請求権化）。

制度改正

<現行（放送と同時配信等）>

放送	同時配信等
事前許諾不要 (報酬請求権)	事前許諾必要 (許諾権)

<現行（同時配信等）>

集中管理等（実質的に報酬請求権）
その他（個別に許諾を得る必要）

<改正後（同時配信等）>

集中管理等（実質的に報酬請求権）
その他（報酬請求権：許諾不要）

（※1）市販されている**商業用レコード（配信音源を含む）**に係るものに限る。以下同じ。

（※2）（ア）著作権等管理事業者による集中管理が行われておらず、かつ、（イ）**文化庁長官が定める方法（「音楽権利情報検索ナビ」を想定）により円滑な許諾に必要な情報が公表されていないもの**を対象とする。

（※3）補償金の徴収・分配は、**一元的な窓口を設ける**（個々の権利者ではなく、**文化庁長官の指定する団体が一元的に権利行使を行う**）ことを可能とする（**実際に指定するか否かは、対象者の規模や手続コストの負担等を踏まえつつ判断**）。補償金額は当事者間で協議して決定。

条文解説 (第96条の3)

放送事業者等は、集中管理等がされていない商業用レコードを放送同時配信等で利用できる。その際、権利者（又は文化庁長官が指定する管理事業者）に通常の使用料相当額の補償金を支払わなければならない。

青字：対象行為の中核、赤字：対象外となる商業用レコード、緑字：補償金の取扱い

(商業用レコードの放送同時配信等)
 第九十六条の三 **放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者**は、**商業用レコード**（当該商業用レコードに係る前条に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。））について**著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。**次項において同じ。）**を用いて放送同時配信等を行うことができる。**

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて**放送同時配信等**を行つたときは、**放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者**は、**通常の使用料の額に相当する補償金を当該商業用レコードに係る前条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。**

3 前項の補償金を受ける権利は、**著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの**があるときは、**当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。**

4 (略)

④ 映像実演の利用円滑化 (第93条の3、第94条関係)

【現行制度・課題】

- 映像実演（俳優の演技など）について、「放送」で利用する場合も「同時配信等」で利用する場合も、**いずれも許諾が必要**だが、「放送」については、**初回の放送の許諾を得た場合、契約に別段の定めがない限り、再放送については許諾を不要とする特例**（報酬支払いは必要）が存在。
- 「同時配信等」での利用について、**著作権等管理事業者による集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られない場合も存在。**

⇒ **再放送する放送番組が、同時配信等できないおそれ**

【改正内容】

- ① **初回の同時配信等の許諾を得た場合、契約に別段の定めがない限り、再放送の同時配信等について、集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られないと認められる映像実演**（※1）について、**通常の使用料額に相当する報酬**（※2）を支払うことで、**事前の許諾なく利用することができるようにする。**【第93条の3】

（※1）（ア）著作権等管理事業者による集中管理が行われておらず、かつ、（イ）文化庁長官が定める方法（芸能プロダクションのウェブサイト等を想定）により円滑な許諾に必要な情報が公表されていないもの。

（※2）報酬の徴収・分配は、**一元的な窓口を設ける**（個々の権利者ではなく、文化庁長官の指定する団体が一元的に権利行使を行う）ことを可能とする（実際に指定するか否かは、対象者の規模や手続コストの負担等を踏まえつつ判断）。報酬の額は当事者間で協議して決定。

<現行（放送と同時配信等）>

	放送	同時配信等
初回	事前許諾必要 (許諾権)	事前許諾必要 (許諾権)
二回目以降	初回放送の許諾 ↓ 事前許諾不要 (報酬請求権)	(特例なし) 事前許諾必要 (許諾権)

<改正後（放送と同時配信等）>

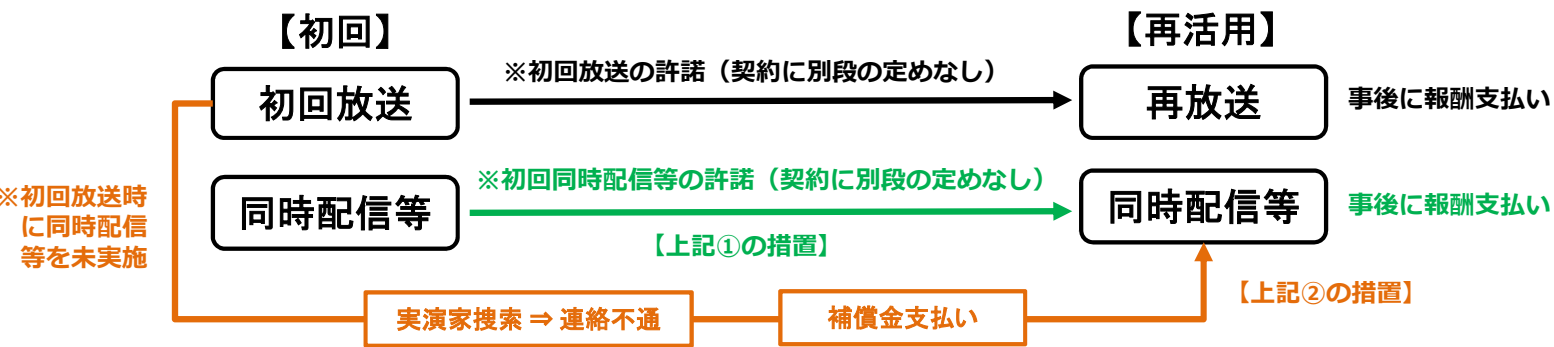
	放送	同時配信等
初回	事前許諾必要 (許諾権)	事前許諾必要 (許諾権)
二回目以降	初回放送の許諾 ↓ 事前許諾不要 (報酬請求権)	初回配信の許諾 (※1) ↓ 事前許諾不要 (報酬請求権)

②初回の同時配信等の許諾を得ていない場合（初回放送時に同時配信等がされていない場合）にも、契約に別段の定めがない限り、**実演家と連絡するために以下の措置を講じても連絡がつかない場合**（※3）には、あらかじめ、**文化庁長官の指定する著作権等管理事業者**に**通常の使用料額に相当する補償金を支払う**ことで、**事前の許諾なく利用することができる**ようにする。【第94条】

＜実演家と連絡するための措置＞

- (ア) 実演家の連絡先を保有している場合には、その連絡先に連絡すること
- (イ) 著作権等管理事業者に照会すること
- (ウ) 芸能プロダクションのウェブサイト等において実演家に係る情報が公表されていないかを確認すること
- (エ) 実演家を探している旨（実演家の氏名、同時配信等を予定している放送番組の名称など）を文化庁長官の定める方法により公表すること

（※3）連絡するための措置を適切に講じたことを疎明する資料を添えて、連絡がつかないことについて、文化庁長官の指定する著作権等管理事業者の確認を受ける必要。



条文解説（第93条の3）

実演家が放送事業者に（初回の）放送同時配信等の許諾を行ったときは、契約に別段の定めがない限り、集中管理等がされていない実演について、2回目以降の放送同時配信等ができる。その際、権利者（又は文化庁長官が指定する管理事業者）に通常の使用料相当額の報酬を支払わなければならない。

青字：対象行為の中核、赤字：対象外となる映像実演（集中管理対象など）

（放送等のための固定物等による放送同時配信等）

第九十三条の三 **第九十二条の二第一項に規定する権利**（放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び第九十四条の三第一項において同じ。）**を有する者**（以下「**特定実演家**」という。）**が放送事業者に対し**、その実演の**放送同時配信等**（当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。）**の許諾を行ったときは**、**契約に別段の定めがない限り**、**当該許諾を得た実演**（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について**著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。**）**について**、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、**次に掲げる放送同時配信等を行うことができる。**

一 当該許諾を得た放送事業者が当該実演について**第九十三条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送同時配信等** 2回目以降の放送同時配信等

二 当該許諾を得た放送事業者と**密接な関係を有する放送同時配信等事業者**が当該放送事業者から**当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送同時配信等**

放送事業者と密接な関係を有する事業者（例：TVer）が行う放送同時配信等

条文解説 (第93条の3)

緑字：報酬の取扱い

- 2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、当該放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する報酬を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。
- 3 前項の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。
- 4～13 (略)

条文解説 (第94条)

過去の番組の再放送がされる場合に、実演家を搜索するための措置を講じても連絡できないときは、文化庁長官が指定する管理事業者の確認を受け、通常の使用料相当額の補償金を支払って、その実演の放送同時配信等ができる。

青字：対象行為の中核、赤字：手続（確認）、緑字：補償金の取扱い

(特定実演家と連絡することができない場合の放送同時配信等)

再放送がされる場合

第九十四条 第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送において実演が放送される場合において、当該放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者は、次に掲げる措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡することができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの（以下この条において「指定補償金管理事業者」という。）の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者を支払うことにより、放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる。

- 一 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、当該連絡先に宛てて連絡を行うこと。
- 二 著作権等管理事業者であつて実演について管理を行つているものに対し照会すること。
- 三 前条第一項に規定する公表がされているかどうかを確認すること。
- 四 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他の文化庁長官が定める情報を文化庁長官が定める方法により公表すること。

2～4 (略)

芸能プロダクションのウェブサイト等における実演家の情報の公表

⑤ 協議不調の場合の裁定制度の拡充（第68条関係）

【現行制度・課題】

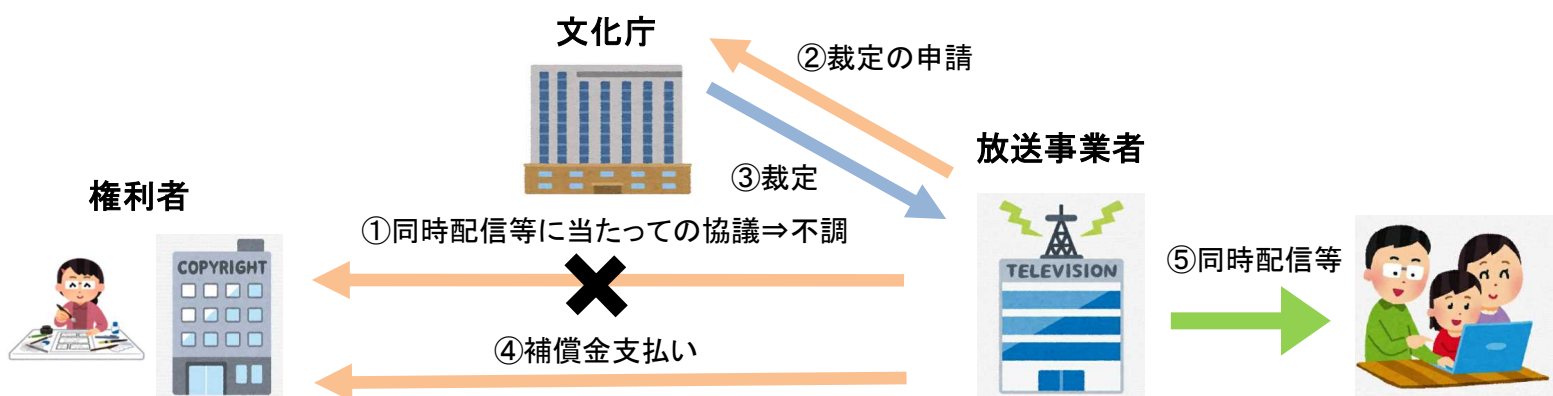
・放送事業者が、**著作物を「放送」**するに当たって、**権利者に許諾を得るための協議を求めたが協議が不調に終わった場合、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を支払う**ことで、**著作物を「放送」**することが可能。

⇒「**同時配信等**」を行う場合には、**この裁定制度が活用できない**（「同時配信等」が円滑に実施できないおそれ）

【改正内容】

・**著作物を「同時配信等」**するに当たっての協議が不調に終わった場合にも、**この裁定制度を活用することができる**ようにする。

（※）あわせて、**著作隣接権（実演・レコードなど）**についても、この裁定制度を活用できるようにする。



条文解説（第68条）

放送同時配信等の許諾について権利者との協議が整わない場合には、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料相当額の補償金を支払って、放送同時配信等ができる。

青字：「放送同時配信等」を追加、**赤字**：適用場面、**緑字**：補償金の取扱い

（著作物の放送等）

第六十八条 **公表された著作物を放送し、又は放送同時配信等しようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、その著作権者に対し放送若しくは放送同時配信等の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払って、その著作物を放送し、又は放送同時配信等することができる。**

2 （略）

政府は、法律の施行後3年を目途として、施行状況のフォローアップを行う。

附 則

（検討等）

第八条 **政府**は、この法律の施行後三年を目途として、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が業として行う**放送同時配信等**（第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する放送同時配信等をいう。以下この項において同じ。）の**実施状況**、これらの者による**著作隣接権者への報酬及び補償金の支払の状況**その他の第一条改正後著作権法の**施行の状況を勘案し、放送同時配信等における著作物、実演及びレコードの公正な利用並びに著作権者及び著作隣接権者の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

2 （略）

参考資料

【参考 1】 関連の政府方針

◆規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）【同時配信等関係】

1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の3点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、1、2、3のそれぞれについて検討、結論を得る。各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。特に、放送のインターネット同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行う。

（実施時期）

1、3については、令和 2 年 8 月末まで要望を取りまとめ、令和 2 年 10 月末までに検討・結論、令和 2 年 12 月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、**令和 3 年通常国会での法案成立を目指す**。2については、1、3を優先的に措置した上で、令和 3 年中に改めて要否を明らかにする。

◆当面の規制改革の実施事項（令和 2 年 1 2 月 2 2 日規制改革推進会議決定）【同時配信等関係】

4. 規制のデジタル・トランスフォーメーション

（1）インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

【a:令和 3 年通常国会での法案成立を目指す】

a 文化庁は、放送コンテンツのインターネット配信に係る権利処理の手続コストを軽減すべく、著作権制度の見直しを行う。新しい制度には、放送に関する著作物等（映像実演を含む。）の利用許諾をもって追っかけ配信、一定期間の見逃し配信を含む**同時配信等の許諾を推定できる規定の創設**、放送と同時配信等で著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）上の権利の在り方に差異がある点への対処（**権利制限規定の拡充、円滑に許諾が得られないレコード・実演の報酬請求権化**）、**協議不調の場合の裁定制度の同時配信等への拡充**、権利者不明の場合の裁定制度に係る手続の電子化や利用開始までの期間短縮等の利便性向上・負担軽減策等を盛り込み、権利処理のワンストップ化、迅速化、明確化を実現する。

そして、制度運用後に明らかになる課題に対処し、刻々と変化するデジタル時代に対応するため、文化庁は、総務省と協力して、法施行後も絶えず検証を行い、必要があれば直ちに制度や運用を改善するという、機動的かつ柔軟な仕組みを構築する。

◆第二百四回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説【同時配信等関係】

放送番組と同じ内容をインターネットでも同時に視聴できるよう、著作権法を改正します。

【参考2】文化審議会著作権分科会での検討の経緯

- 基本政策小委員会**の下に、**専門のワーキングチーム**を設置して集中的に検討。
 - 第1回：**放送事業者（※）及び総務省からのヒアリング**、自由討議
（※）日本放送協会、民放在京キー局五社
 - 第2回：**権利者（※）からのヒアリング**、自由討議
（※）日本音楽著作権協会、NexTone、日本映像ソフト協会、日本映画製作者連盟、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本文藝家協会、日本新聞協会、日本写真著作権協会、日本美術著作権連合、日本漫画家協会、日本書籍出版協会・日本雑誌協会、日本芸能実演家団体協議会・著作隣接権センター、映像コンテンツ権利処理機構、日本レコード協会、日本音楽出版社協会、インディペンデント・レコード協会、日本ネットクリエイター協会
 - 第3回～第7回：制度設計等の議論、**ワーキングチーム報告書**をとりまとめ（12月1日）
（※）随所で、**規制改革推進会議（投資等WG）**においても検討状況を報告の上、議論
- ワーキングチーム報告書をもとに、**基本政策小委員会**で議論し、**小委員会としての「中間まとめ」**をとりまとめ（12月14日）。
- パブリックコメントを実施（12月15日～1月6日）**。合計33件の意見が提出。
- パブリックコメントでの意見も反映の上、**基本政策小委員会**で議論し、**小委員会としての「報告書」**をとりまとめ（1月26日）
- 著作権分科会（※）**で議論し、分科会としての**最終的な「報告書」**をとりまとめ（2月3日）
（※）NHK、民放連、幅広い権利者（音楽・レコード・実演・出版・新聞・文芸・写真など）、消費者なども委員となっている。

(2) ウェブキャスティング事業者の権利処理における課題及び要望（総務省とりまとめ）を受けた対応について

ウェブキャストにおける権利処理の円滑化について

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャストにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャスト事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。

総務省

- 「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」（座長：内山隆 青山学院大学総合文化政策学部教授）において、株式会社AbemaTV及びヤフー株式会社並びに関係する権利者団体からヒアリングを実施。
- ウェブキャスト事業者の権利処理における課題及び要望を取りまとめ。

文化庁

- 3月11日付で、総務省より取りまとめが文化庁に提出。
- 文化庁より、以下の集中管理団体に取りまとめを通知するとともに、集中管理の推進や対象拡大について検討を依頼。
 - ・ 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
 - ・ 株式会社NexTone
 - ・ 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター（芸団協CPRA）
 - ・ 一般社団法人日本レコード協会
- 今後は、各集中管理団体における検討状況をフォローアップしていく。